

呉羽山観光協会規約

第1章 名称及び組織

第1条 本会は、呉羽山観光協会と称し、主たる事務所を富山市吉作 4103-1 呉羽ハイツに置く。

第2条 本会は、観光に理解ある各種法人、団体、及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、呉羽丘陵等における観光資源の開発、紹介、それらにかかわる事業等の推進をはかるとともに市民の保健休養に寄与し、さらに富山市の観光基地の振興に寄することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光地の紹介と宣伝
- (2) 観光資源の保存、利用、開発等の推進
- (3) 観光事業の調査、研究と施設整備の促進
- (4) 観光土産品の紹介ならびに販売斡旋
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 理事 数名
- (5) 事務局 数名
- (6) 監事 2名

第6条 会長、副会長、理事、監事は総会において選出する。

2. 会長は、本会を代表し会務を総理し総会及び役員会の議長となる。
3. 会長は、必要に応じあらかじめ会長代行を選任することができる。
4. 会長に事故あるとき、または会長が欠員のときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。
5. 役員会は、本会の会務を審議し執行する。
6. 監事は、会計を監査する。

第7条 本会に顧問及び参与を置くことが出来る。

2. 顧問及び参与は、会長が委嘱することが出来る。

第8条 役員の任期を2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第9条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とし会長がこれを招集する。

第10条 定期総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に関き、予算・決算その他重要事項を審議決定する。

2. 臨時総会は、会長において必要と認めたとき、これを開く。

3. 総会は、会員の3分の1以上が出席しなければこれを開催することができない。

4. 総会の議事は、出席会員数の過半数によってこれを定め、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会 計

第11条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入等をもってこれに充てる。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の会費は別に定める。

第14条 本規約を変更するときは、総会の議決を要する。

付 則

1. 本規約は、昭和45年2月3日より施行する。

2. 平成7年5月17日一部改正。

3. 平成9年7月29日一部改正。

4. 平成28年5月20日一部改正

5. 平成30年5月19日一部改正